

事務連絡
令和8年1月13日

一般社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省職業安定局総務課人材確保支援総合企画室長
厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

都道府県労働局による医療関係団体の都道府県組織への訪問に係る協力
依頼について

医療人材の確保の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼
申し上げます。

昨今、人材不足が特に顕著な医療分野において、求人者と有料職業紹介事業
者との間のトラブル等が生じていることを踏まえ、厚生労働省では、職業紹介
事業者及び募集情報等提供事業者（以下「紹介事業者等」という。）の事業適
正化の更なる徹底及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）や無
料職業紹介機関であるナースセンターを通じた人材確保策の強化を進めている
ところです。

一方で、医療機関等からは、紹介事業者等との間に引き続きトラブル事例が
生じているとの情報や、更なるハローワーク等の公的機関の支援を求めるとい
う要望をいただいています。

こうした声を踏まえ、医療機関等の求人者の皆様により安心して人材確保を
行っていただけるよう、今般、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に
おいて、別紙のとおり医療関係団体の都道府県組織（以下「医療分野地方組織」
という。）を訪問し、医療分野における紹介事業者等に関する厚生労働省の取
組及びハローワークの活用等について御説明するとともに、医療分野地方組織
管下の医療機関と紹介事業者等との間に生じているトラブル事例の把握を行う
ことを予定しています。

貴団体におかれては、今般の訪問の趣旨につき御了知の上、下記のとおり貴
団体の都道府県支部への事前の御連絡等に御協力いただきますようお願いいた
します。

記

1 貴団体の都道府県支部への事前の御連絡について

労働局担当者から医療分野地方組織へ日程調整の御連絡をさせていただき、
令和8年1月から3月末までを目途に訪問することを予定しています。貴団
体におかれては、別紙を活用の上、訪問の趣旨についてあらかじめ都道府県
支部にお伝えいただくよう御協力をお願いいたします。

2 その他

今般の医療分野地方組織訪問後も、医療分野地方組織と労働局等が継続的に連携し、地域における人材確保に取り組むことが重要であり、貴団体におかれても引き続き御協力をお願いいたします。

【問合せ先】

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課 河村、重野
電話：03-3502-5227

都道府県労働局による医療関係団体の都道府県組織への訪問について（概要）

厚生労働省職業安定局

総務課人材確保支援総合企画室

需給調整事業課

昨今、人材不足が特に顕著な医療分野において、求人者と有料職業紹介事業者との間のトラブル等が生じていることを踏まえ、厚生労働省では、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者（以下「紹介事業者等」という。）への事業適正化の更なる徹底及び公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）や無料職業紹介機関であるナースセンターを通じた人材確保策の強化を進めているところです。一方で、医療機関等からは、紹介事業者等との間に引き続きトラブル事例が生じているとの情報や、更なるハローワーク等の公的機関の支援を求めらるご要望をいただいています。

こうした声を踏まえ、医療機関等の求人者の皆様により安心して人材確保を行っていただけるよう、今般、都道府県労働局（以下「労働局」という。）において、各都道府県における医療関係団体を訪問し、医療分野における紹介事業者等に関する厚生労働省の取組及びハローワークの活用等について御説明するとともに、医療分野地方組織管下の医療機関と紹介事業者等との間に生じているトラブル事例の把握を行うことを予定しています。

本取組の内容については下記のとおりですので、貴団体におかれては、円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

【取組内容】

- 1 労働局において、令和8年1月から3月末までを目途に医療分野地方組織を訪問し、医療分野における紹介事業者等に対する厚生労働省の取組及びハローワークの活用等について御説明させていただきます。各医療分野地方組織において把握されているトラブル事例や、その他お困りのことがあれば、労働局にお伝えください。

また、貴団体傘下の会員を対象としたセミナー等が開催される際には、労働局の取組や紹介事業者等利用にあたっての注意点等を説明することが可能ですので、ご希望がある場合は、労働局にお伝えください。

※ 医療分野のほか、介護・保育分野関係団体の都道府県組織についても同時期に訪問することとしています。

2 労働局訪問時の具体的な御説明内容は以下を予定しています。

(1) 医療分野の動向について

①医療分野における職業紹介事業者等の状況について

②地域の労働市場について（医療分野の求人数、求職者数等）

(2) 医療分野の人材確保支援について（ハローワーク・公的機関）

①ハローワークの行う支援・取組について

②公的職業紹介について

(3) 民間雇用仲介事業者と厚生労働省の取組について

①職業紹介事業及び募集情報等提供事業について

②職業紹介事業及び募集情報等提供事業への対応について

③事業者の選別に資する取組（見える化）の推進

④医療・介護・保育分野における適正な事業者認定制度

⑤職業紹介事業者等の支払いを巡るトラブル事例について

⑥「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口及び苦情相談受付シートについて